

新事業活動促進資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図るみなさまの事業のお手伝いをさせていただいております。

POINT
1

経営多角化や事業転換などにより、第二創業を図る方などが対象です

POINT
2

経営力向上計画の認定を受けた方の設備資金には特別利率 B(土地及び建物取得資金は基準利率)が適用されます

POINT
3

経営革新計画の承認を受けた方や技術・ノウハウ等に新規性がみられる方には特別利率(土地取得資金は基準利率)が適用されます

新事業活動促進資金 概要

ご利用いただける方	1 「経営革新計画」の承認を受けた方 2 「農商工等連携事業計画」の認定を受けた方 3 農林水産業支援サービス業を営む方であって、農商工等連携事業を行う方のうち、3年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方(注) 4 「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方 5 「地域産業資源活用支援事業計画」の認定を受けた方 6 「経営力向上計画」の認定を受けた方 7 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方(注) 8 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方(注) 9 上記1～8に該当しない方で、次のいずれかに該当する方 ・新たに経営多角化・事業転換を図る方 ・経営多角化・事業転換後おおむね5年以内の方	
融資限度額	7,200万円(うち運転資金 4,800万円)	
ご返済期間	設備資金：20年以内 [うち据置期間2年以内] 運転資金：7年以内 [うち据置期間2年以内]	
利率(年)	「ご利用いただける方」 4、5の方	基準利率
	「ご利用いただける方」 7の方	基準利率 ただし、事業計画を策定したことがない方が、認定支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定する場合(注)は「特別利率P」(土地取得資金は基準利率)
	「ご利用いただける方」 3の方	「特別利率A」(土地取得資金は基準利率)
	「ご利用いただける方」 9の方	基準利率 ただし、新たに経営多角化・事業転換を図る方は「特別利率A」(土地取得資金および債務の返済資金は基準利率)
	「ご利用いただける方」 8の方	「特別利率A・B・C」(土地取得資金は基準利率)
	「ご利用いただける方」 1、2の方	「特別利率B」(土地取得資金は基準利率)
担保・保証人	「ご利用いただける方」 6の方 基準利率 ただし、設備資金については「特別利率B」 (土地及び建物取得資金は基準利率)	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

(注)一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、支店窓口までお問い合わせください。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 一定の要件を満たす方は挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)もご利用いただけます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧くださいか、支店の窓口までお問い合わせください。